

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていないませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

食の安心安全サポーター研修 ～スイーツや味噌を一緒に作りましょう～

スイーツを作りましょう ～米粉を使ったリンゴケーキを作ります～

◇日時 令和2年1月29日(水)午後1時 ◇参加費 500円

味噌づくりを体験しよう ～2kg弱の味噌と簡単な昼食を作ります～

◇日時 令和2年1月30日(木)午前10時 ◇参加費 1,000円

味噌づくりの準備に参加できる方も募集します。1月29日(水)のスイーツ作りと
並行して準備します。＊午前中からの作業となります。

◇場所 中央公民館 ◇募集人数 各10名

◇持ち物 エプロン・三角巾・味噌づくり参加者は味噌の入れ物

◇申込方法 令和2年1月10日(金)までに消費生活センターにお申し込み下さい。



見守り 新鮮情報

フリマサービス トラブルは個人間で解決？

《事例1》初めてフリマアプリを利用し、新品と記載されていた時計を約2千5百円で購入した。届いた時計はネジが回らないし、すぐに遅れる。売り手に抗議のメールを送ったが、回答がない。
(当事者：60歳代 男性)

《事例2》フリマサイトにブランドのバッグを出品した。買い手に商品を送付し代金を受取ったが「バッグは偽物だったので返金するように」と連絡があった。バッグは数年前に正規店で購入した本物だ。フリマサイトに相談したが、自分たちで解決するようと言われてしまった。
(当事者：60歳代 女性)

【ひとこと助言】

生前整理や終活の意識もあり、フリマサービスの利用が高齢者にも広がっています。フリマサービスでの取引は、基本的に売主と買主との個人間の取引です。利用規約では、トラブルは当事者間で解決するように求められていることをよく理解しましょう。利用する際は、利用規約をよく読み、サービスの仕組みや禁止行為等についても理解しておくことが大切です。当事者間で話し合っても、運営事業者にも相談しても交渉が進まない場合は、問題点の整理等を行うため、お住まいの自治体の消費生活センター等に相談しましょう(消費者ホットライン188)。

＊以上、国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】令和2年1月10日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)

※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン(全国共通) ☎188 ※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番(訪問販売や悪質業者に絡む各種相談)
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379